

宿泊所利用重要事項説明書

1 宿泊所事業者

事業者の名称 合同会社 fika
事業者の所在地 宮城県栗原市若柳字川北南砂押55-8
代表者氏名 代表社員 磯谷 大介
事業者の連絡先 0228-24-9557

2 宿泊所概要

宿泊所の名称 デイサービスえにし
宿泊所の所在地 宮城県登米市南方町大袋浦411
施設長 本吉 真弥
宿泊所の連絡先 0220-44-4688
運営規程の概要 (別に契約書又は重要事項説明書で明示しているものを除く。)

3 宿泊所利用契約の内容

利用する居室 デイサービス内静養室ならびにデイサービス食堂兼機能訓練室
宿泊所利用料 (宿泊所の設備を利用できます。)

1泊	お泊り料金	480円 (居室あり)	
	お泊り料金	310円 (居室なし)	
	管理費	440円	
	共益費	350円	
	食費	朝食366円 夕食 500円	合計：2,136円 (居室あり)
			合計：1,966円 (居室なし)

※その他 テレビ、冷蔵庫、電気毛布につきましては、月400円の別途料金となります。

4 宿泊所職員の勤務体制 (令和7年4月1日現在)

施設長 1名
生活相談員 2名
介護職員 5名

5 利用料の支払い方法

翌月15日までに事業者へ振り込み及び現金での方法で支払います。

6 利用者からの苦情に対応する窓口等

窓口の名称	デイサービスえにし
担当者名	施設長 本吉 真弥
電話番号	0220-44-4688
対応時間	午前8：30～午後5：30

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口で苦情を伝えることができます。

宮城県東部保健福祉事務所（石巻保健所）

地域保健福祉部 高齢者支援班 電話：0225-95-1419

登米市福祉事務所 長寿介護課 電話：0220-58-5551

栗原市介護福祉課 市民生活部 電話：0228-22-1350

宮城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護相談室 電話：022-222-7700

7 契約の解約

(1) 利用者からの解約

利用者は、事業者に対して、7日前までに申し出ることにより、本契約を解約することができます。

利用者は、事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）宮城県暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と判明した場合、直ちに解約することができます。

(2) 事業者からの解約

事業者は宿泊所利用契約書第6条の規定に基づき、以下の場合には本契約を解約することができます。

- ・ 利用者の行動が他の利用者の生命、身体又は財産に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合
- ・ 利用者が正当な理由なく事業者を支払うべき利用料を3か月以上滞納した場合において利用者に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないとき
- ・ 利用者が東京都暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者と判明した場合、直ちに解約することができます。

* この重要事項説明書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- 1 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- 2 暴力団員を雇用している者
- 3 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- 4 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

5 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

説明年月日 令和 7年 月 日

利用者に対して、宿泊所利用契約書及び宿泊所重要事項説明書に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者所在地 宮城県登米市南方町大袋浦411

事業者名 デイサービスえにし

代表者名 施設長 本吉 真弥 印

説明者名 印

私は上記事業者から、宿泊所利用契約書及び宿泊所重要事項説明書に基づいて、重要な事項の説明を受けました。

利用者住所 _____

利用者氏名 _____ 印

代理人住所 _____

代理人氏名 _____ 印

続柄 _____